

第1号議案

「東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画」における  
佐久間東幹線（山線）他増強工事の工事費増額に関する報告を求めることについて  
（案）

2022年6月23日に電源開発送変電ネットワーク株式会社より受領した「東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画における弊社実施工事の工事費増額について（ご報告）」に関し、増額の内容および理由について妥当性を判断するための情報が不足していることから、電気事業法第28条の42第1項の規定に基づき、電源開発送変電ネットワーク株式会社に対し、別紙のとおり、文書にて報告することを求める。

<参考>

**電気事業法**

（報告又は資料の提出）

第28条の42 推進機関は、その業務を行うため必要があるときは、その会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 （略）

3 （略）

以上

**【添付資料】**

別紙1：「東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画」における弊社実施工事の工事費増額について（ご報告）（2022年6月23日）

別紙2：「東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画」における佐久間東幹線（山線）他増強工事の工事費増額に関する報告について

※別紙2の添付資料は、情報管理規程第4条の規定に基づく秘密情報（外部秘）に該当するため、非公表とする。

企 発 第 3 号  
2022 年 6 月 23 日

電力広域的運営推進機関  
理事長 大山 力 様

電源開発送変電ネットワーク株式会社  
代表取締役社長  
社長執行役員 鈴木 亮



「東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画」における  
弊社実施工事の工事費増額について（ご報告）

平素より弊社事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

これまで弊社は、「東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画（以下、「整備計画」という。）に基づき、事業実施主体として、佐久間東幹線(山線)他増強および新佐久間周波数変換設備新設など計画実現に向けて必要となる工事を進めて参りました。

佐久間東幹線(山線)他増強工事に関しては、全 15 工区のうち最初に着工する工区において本年 4 月から準備工事を開始し、現在、当該先行工区の本格的な工事着工に向けた契約手続きを実施するとともに、他工区について工事着工に向けた工事計画の精査を実施しております。今般、先行工区の施工会社との契約協議において、設備対策等の追加・変更による大幅な工事費の増額が必要となることが判明したため、他工区についても精査したところ、同様の工事費増額が必要なることが判明致しました。これを受け急ぎ全体工事費を取りまとめ、最大限のコスト圧縮策を検討しましたが、整備計画における弊社実施の工事費見通しについては、現時点では大幅な増額となる見込みとなっております（増額の内容は別紙のとおり）。

また、本ご報告につきまして、先般受審致しましたコスト等検証小委員会時点では他工区への影響など全体工事費の詳細把握を進めていたことにより工事費増額の見通しを提示できず、ご報告の時期が大変遅くなりましたこと、深くお詫び申し上げます。

以上

広域計 第〇号  
2022年7月〇日

電源開発送変電ネットワーク株式会社  
代表取締役社長  
社長執行役員 鈴木 亮 殿

電力広域的運営推進機関  
理事長 大山 力

「東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画」における  
佐久間東幹線（山線）他増強工事の工事費増額に関する報告について

2022年6月23日に受領した「東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画における弊社実施工事の工事費増額について（ご報告）」において、佐久間東幹線（山線）他増強工事に関し、工事費が増額となる見通しである旨をご報告いただきました。

しかし、当機関において、貴社の上記報告内容を確認いたしましたが、現時点でいただいた情報のみでは、増額の内容および理由等の合理性を判断することはできません。そこで、当機関としては、貴社に対し、電気事業法第28条の42第1項の規定に基づき、2022年7月29日までに、後記項目（詳細は添付資料のとおり）について、報告することを求めます。

なお、当機関として、貴社のご報告内容を踏まえ、追加的に報告を求めることもあり得ることにはご留意ください。

記

1. 本件報告における項目・仕様ごとの単価および数量の根拠
2. 当初工事費算定以降の工事内容の変更理由
3. 資材発注および工事発注における施工業者との交渉記録および契約書類

【添付資料】

- 資料1：事業実施主体に報告を求める項目  
資料2：佐久間東西幹線 工事費比較表

以 上